

破産手続きの流れ（同時廃止の場合）

- H19. 12. 1 初回面談（目安 1時間～2時間）
受任（委任契約締結＝委任業務開始）
次回面談日時の設定

受任通知の発送・債権調査
- H20. 2. 1 第2回面談（目安 30分～1時間）
債権調査の結果説明
方針を破産に決定（但し対外的には破産を申し立てる「可能性が高くなった」に過ぎないことから、委任契約はいまだ継続していると解する）
必要書類の説明、申立書の下書きを指示
次回面談日時の設定
- H20. 3. 10 第3回面談（目安 2時間～3時間）
書類のチェック
聴き取り

申立書の作成
- H20. 3. 20 申立書の提出
債権者への破産申立ての通知（本人との連名で）
司法書士として以後の破産手続きの円滑な進行に協力すること！

予納金の納付
(申立書の補正、書類の追完)
債務者審問期日の決定
- H20. 4. 5 債務者審問期日
破産手続き開始決定

(免責についての意見申述期間)
- H20. 6. 7 免責許可決定（委任（準委任？）業務の終了）